

一般社団法人北海道こどもホスピスプロジェクト定款

設立 2017年4月19日

[令和3年6月5日一部改正]

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道こどもホスピスプロジェクトと称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道旭川市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。また、これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生命を脅かす病気や障がい等を持つ子どもとその家族が、子どもとしての時間を楽しく過ごすことのできる場所を提供すべく、専門病院や教育機関を始めとする様々な機関と連携し、こどもホスピスの設立、運営及び支援をすることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生命を脅かす病気や障がい等を持つ子どもとその家族へのレスパイトサービス・ビリーブメントケアを始めとする緩和ケアの提供
- (2) 小児緩和ケアの専門施設としてのこどもホスピスの設立、運営及び支援
- (3) こどもホスピスに関する実態調査や啓発及び普及活動
- (4) こどもホスピスに関する人材の育成に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体（権利能力なき社団を含む法人）
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人又は団体（権利能力なき社団

を含む法人)

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 前項に定める入会申込みがあった場合には、社員総会において別に定める入会及び退会規程に規定する基準に従って、理事会において申込者の入会の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- （4）1年間分以上会費等又は賛助会費を滞納したとき
- （5）除名されたとき
- （6）総正会員の同意があったとき

（退会）

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、第18条第2項に定める社員総会の決議によってその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、その社員総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款又はその他の規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (8) 長期借入金（第53条第1項に定める短期借入金以外の借入金をいい、以下同様とする。）並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において臨時社員総会を開催する旨の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、第3項に定める場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 前条第3項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求の後遅滞なく招集の手続きが行われなるとき。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないとき。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) 合併又は事業の全部の譲渡

(7) その他の法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条(第17条及び第18条)の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができるものとする。

3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より副理事長及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は1名、常務理事は1名とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係ある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を行う。

2 理事長は、一般社団・財団法人法の代表理事とし、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(以下、「計算書類等」という。)を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを理事会に報告すること。

(5) 前号に規定する報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求すること。その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 一般社団・財団法人法第63条第2項の規定により補欠としてあらかじめ選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第24条第1項で定めた理事又は監事の員数を欠けた場合には、辞任又は任期の満了により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第18条第2項に定める社員総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

2 この法人は、役員に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関する必要な事項は、社員総会の決議によって別に定める役員の報酬及び費用に関する規程により定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引についての重要な事実を、事後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行

理事等であるものを除く。)又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第33条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、この法人は、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第34条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結の承認

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会又は臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 27 条第 5 号の規定に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に規定する請求を受けた場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第 40 条 理事会については、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第45条 この法人は、正会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第46条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 この法人は、第56条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、第三者に対して譲渡し、又は質入若しくは信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議によって定めるものとする。

(代替基金の積立)

第49条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をする

ことができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が計算書類等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において、事業報告については報告をし、計算書類については承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第53条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第18条第2項に定める社員総会の決議によらなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第54条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第55条 この定款は、第18条第2項に定める社員総会の決議をもって変更することができる。

2 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第18条第2項に定める社員総会の決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、社員に対し残余財産の分配を行わないものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 役員の報酬及び費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第61条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第63条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第13章 補則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(法令の準拠)

第65条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

(社員総会における特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第66条 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会における特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第67条 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 北海道旭川市7条通21丁目1972番地の3グラウンド7条B22
佐藤貴虎

設立時社員 北海道札幌市中央区南3条西26丁目1番10-1003号
金田眞

設立時社員 北海道札幌市中央区北14条西15丁目9番22号
田巻知宏

2 法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤貴虎

設立時理事 金田眞

設立時理事 田巻知宏

設立時代表理事 佐藤貴虎

設立時監事 出村由利子

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立時社員が定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

以上、一般社団法人北海道こどもホスピスプロジェクトを設立するためこの定款を作成し、設立委社員が次に記名押印する。

平成29年3月13日

設立時社員 佐藤貴虎

設立時社員 金田 眞

設立時社員 田巻知宏